

呉市公共施設等里親制度

～公共施設等里親制度に登録される皆さまへ～

【概要】

公共施設等里親制度は、市民のグループや企業の皆さんが、市の公有地（道路及び公園は除く）の親代わりになって美化活動などを行い、市がそれに支援を行うものです。

【対象となる公共施設等】

道路及び公園を除く、市が所有する用地（公有地）

※ 道路及び公園については、既にある「ふれあいロード」及び「ふれあい花壇」の制度を優先して取り扱います。

【里親になる者】

法人その他の団体（人数は活動の内容から見て問題がなければ2人～3人でも可能です。）

【活動内容】

- 区域内の清掃や除草
- 区域内の施設の損傷等についての情報提供
- その他市と合意したもの（花やホタルを育てるなども考えられます。）
- 活動期間は、合意書で取り交わした日の属する年度の末日までです。合意の解消がない場合は、さらに1年間継続します。
（その後、引き続き里親を希望する場合は、里親が、再度、公共施設等里親申出書を市に提出し、市と合意書を取り交わします。）

【活動の楽しみ・メリット】

- 里親の提案に基づき、例えば、花や木の植栽など、市と合意された活動が行えます。
- 区域内に里親名を記した看板を設置することができます。

【ゴミの処理】

収集したゴミ等は、当該区域の属する収集日に収集場所へ搬出することとします。

【呉市からの支援】

里親に対して、予算の範囲で次の支援を行います。

- 物品の支給・貸与（ゴミ袋、腕章、名札、清掃用具等）

- 里親の活動中の事故に対応する市民公益活動保険に加入
- 里親名を記した看板等の設置
- その他活動に必要な便宜

【制度の流れ】

この制度は里親となることを希望する団体と市が協議のうえ、合意書を交換して実施します。里親となることを希望する団体から見た流れは次の通りです。

- (1)地域協働課か最寄りの市民センターに希望を伝える。地域協働課が関係課と調整し、その結果を回答します。
- (2)「公共施設等里親申出書」を地域協働課に提出する。
- (3)公共施設等の所管課と協議のうえ、合意書を取り交わす。
- (4)里親の活動を開始する。
- (5)1年間の活動状況を、翌年度4月末までに「公共施設等里親報告書」で報告する。

【ふれあいロード推進団体制度やふれあい花壇の違いは？】

呉市には、公共施設等里親制度のほか、「ふれあいロード」と「ふれあい花壇」の類似制度があります。これらは、主に、道路や公園を対象としたものです。制度概要やお問い合わせ先は、次のとおりです。

- 「ふれあいロード推進団体制度」は、市が管理する道路での清掃や緑化などのボランティア活動を支援するものです。

※お問い合わせ 土木課 管理係 電話(0823)25-3375

- 「ふれあい花壇」は、主には、公園や道路などに、花壇を設置し、緑づくりを推進するための制度です。

※お問い合わせ 公園緑地課 緑化推進係 電話(0823)25-3209

【注意事項】

公共施設等里親制度は、公共施設等の使用を認めるものではありません。

市が他の用途に使用する必要が生じた場合など、合意を解消することがありますので、ご承知おきください。

【お問い合わせ】

呉市市民部地域協働課 地域協働係

TEL (0823)25-3223 FAX (0823)25-3013

E-mail tiiki@city.kure.lg.jp

<http://www.city.kure.lg.jp/~siminsei/> (市民協働関係)